

各国審査基準、P C Tガイドライン¹との比較
～実施可能要件の考え方に係る主要項目について～

各国審査基準との比較		P C Tガイドラインとの比較	
条文	2 頁～	条文	24 頁～
基本的な考え方	3 頁～	基本的な考え方	26 頁～
一般化・上位概念化	8 頁～	一般化・上位概念化	27 頁～
拒絶理由通知等	10 頁～	拒絶理由通知等	28 頁～
実施例	13 頁～	実施例	29 頁～
サポート要件との関係	19 頁～	サポート要件との関係	30 頁～

¹ 正確には「P C T国際調査及び予備審査ガイドライン」

	日本	欧州	米国	中国	韓国
条文	特許法第 36 条第 4 項第 1 号 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。	欧州特許の付与に関する条約第 83 条 発明の開示 欧州特許出願は、当該技術の熟練者が実施することができる程度に明確かつ十分に、発明を開示しなければならない。	特許法第 112 条 (a) 概要 明細書は、その発明の属する技術分野又はその発明と極めて近い関係にある技術分野において知識を有する者がその発明を製造し、使用することができるような完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語によって、発明並びにその発明を製造、使用する手法及び方法の説明を含まなければならない。また、発明者又は共同発明者が考える発明実施のベストモードを記載していなければならない。	専利法第 26 条 発明又は実用新案の特許の出願には、願書、説明書及びその概要、権利要求書等の文書を提出する。 願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記する。 説明書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。概要は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。 権利要求書は説明書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明する。 遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は特許出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する。	特許法第 42 条 ... ③第 2 項第 3 号による発明の詳細な説明の記載は、次の各号の要件を満たさなければならない。 1. その発明の属する技術の分野において通常の知識を有する者がその発明を容易に実施することができるように、知識経済部令で定める記載方法により明確かつ詳細に記載すること 2. その発明の背景となる技術を記載すること

	日本	欧州	米国	中国	韓国
基本的な考え方	第I部第1章明細書及び特許請求の範囲の記載要件 3.2 実施可能要件 (1) この条文は、その発明の属する技術分野において研究開発(文献解析、実験、分析、製造等を含む)の第I部 第1章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件ための通常の技術的手段を用い、通常の創作能力を発揮できる者(当業者)が、明細書及び図面に記載した事項と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る発明を実施することができる程度に、発明の詳細な説明を記載しなければならない旨を意味する(「実施可能要件」という)。 (2) したがって、明細書及び図面に記載された発明の実施についての教示と出願時の技術常識とに基づいて、当業者が発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかが理解できないとき(例えば、どのように実施するかを発見するために、当業者に期待しうる程度を超える試行錯誤や複雑高度な	F部 欧州特許出願 第III章 十分な開示 1. 十分な開示 発明を実施するための少なくとも1の例について詳細な説明がなければならない。出願は当該技術の熟練者に向けられたものであるため、周知の付随的特徴についての詳細な説明は不要であり、望ましくもない。ただし、明細書には、発明の実施に不可欠な特徴について、当該技術の熟練者にとっての発明を実施する方法を明白にする程度まで十分に詳しく開示しなければならない。単一の実施例で十分であるが、クレームが広範な分野を対象とする場合は、明細書が多数の実例を取り上げるか又はクレームで保護される分野を超える別の実施態様若しくは変形態様を記述しない限り、出願が第83条の要件を充足するものとは通常みなされない。ただし、特別の場合は事実関係を参酌しなければならない。たとえば、非常に広範な分野であっても限られた数の実施例、又は唯一の実施	2164 実施可能要件 実施可能要件は、明細書が発明をどのように製造しどのように使用するかを記載する特許法第112条(a)又は改正前特許法第112条第1段落の要件をいう。当業者が製造し使用することができねばならない発明は、特定の出願又は特許のクレームによって定義されるものである。 明細書は当業者がクレームの発明を製造し使用することができるような言葉で当該発明を記載するとする要件の目的は、当該発明が意味のある方法で関心のある公衆に伝えられることを保証することである。出願の開示に記載される情報は、クレームの発明の製造方法及び使用方法の両方を当業者に伝えるために十分なものでなければならない。ただし、特許法第112条(a)又は改正前特許法第112条第1段落を遵守しても、「当業者が、完成され商業的に実現可能な実施例を製造し使用することは、そのような効果についてクレームの限定がない限	第二部分 実体審査 第二章 説明書と権利要求書 2.1.3 実施可能であること 属する技術分野の技術者が実施可能であるということは、属する技術分野の技術者は説明書の記載内容に基づいて、当該発明又は実用新案の技術方案を実現し、その技術的問題を解決し、期待される技術的效果を獲得することができることを言う。 説明書では、属する技術分野の技術者が当該発明又は実用新案を実現できる程度になるまで、発明又は実用新案の技術方案を明確に記載し、発明又は実用新案の具体的な実施形態を詳細に記述し、発明又は実用新案の理解と実現に欠かせない技術的内容を完全に開示しなければならない。審査官がもし、発明又は実用新案では十分に開示するとの要件を満たしていないことを疑う合理的な理由があれば、出願人に釈明するよう要求しなければならない。 以下に挙げられるのは、技術的問題を解決する技術的手	第2部 特許出願 第3章 発明の詳細な説明 2. 実施可能要件 発明の詳細な説明は、その発明の属する技術の分野において通常の知識を有する者がその発明を容易に実施することができるように、明確かつ詳細に記載されなければならない。これは、当該技術の分野の平均的な技術者が出願時にその発明の属する技術の分野の技術常識と明細書及び図面に記載された事項とにより、その発明を容易に実施することができる程度に明確かつ詳細に記載しなければならないということを意味する。 2.1 実施の主体 発明の詳細な説明の記載が特許法第42条第3項第1号を満たすか否かについての審査に際し、「その発明の属する技術の分野において通常の知識を有する者」とは、その出願の属する技術の分野において普通程度の技術的理解力を有する平均的な技術者(以下、「平均的な技術者」という)を意味するものと認める。

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	実験等を行う必要があるとき)には、当業者が実施することができる程度に発明の詳細な説明が記載されていないこととなる。 (3) 条文中の「その実施」とは、請求項に係る発明の実施のことであると解される。したがって、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明(すなわち、第Ⅱ部第2章1.5.1、1.5.2に記載した取扱いに従って、請求項に記載された事項に基づいて把握される発明)を実施できる程度に明確かつ十分に記載されていないからではない。 しかし、請求項に係る発明以外の発明について実施可能に発明の詳細な説明が記載されていないことや、請求項に係る発明を実施するために必要な事項以外の余分な記載があることのみでは、第36条第4項第1号違反とはならない。 なお、二以上の請求項に対応する記載が同一となる部分については、各請求項との対応が明瞭であれば、あえて	例のみで十分に例示される場合もある(F-IV、6.3も参照)。後者の場合に出願は、実施例の他、当該技術の熟練者が共通の一般的知識を用いて、不当な負担又は革新的な技術が必要とせずに、発明を実施することができる程度まで十分な情報を含まなければならない(T 727/95 参照)。この関連において、「クレームされた全範囲」とは、たとえば未開拓の分野や多くの技術的難題がある場合に、限られた量の試行錯誤をすることが許容され得るとはいえ、実質的にクレームの範囲に該当するあらゆる実施態様であると理解すべきである(T 226/85 及び T 409/91 参照)。第83条について、十分な開示がなされていないことを理由として異論が出される場合、立証可能な事実により裏付けられた重大な疑義が存在することが前提とされる(T 409/91 及び T 694/92 参照)。審査部が、出願は十分な開示を欠くと理由付けることができる場合は、その発明を実施することがで	りは、必ずしもできるようになる」ものではない。	段が欠け、実現できないものと判断される状況である。 (1) 説明書においては単に、任務及び/又は発想を記しているか、若しくはある願望及び/又は結果を示しており、属する技術分野の技術者が実施できる技術的手段を一切記していない場合。 (2) 説明書には技術的手段を記しているが、属する技術分野の技術者にとっては、その手段が曖昧であって、説明書の記載内容に基づきも具体的に実施することができない場合。 (3) 説明書には技術的手段を記しているが、属する技術分野の技術者は当該手段を利用しても、発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題を解決できない場合。 (4) 出願の主題は複数の技術的手段からなる技術方案であり、その中の1つの技術的手段について、属する技術分野の技術者は説明書の記載内容に基づいて実現できない場合。 (5) 説明書に具体的な技術方	2.2 「容易に実施」の意味 (1)「実施」とは、物の発明ではその物を生産することができ、その物を使用することができることをいい、方法の発明においては、その方法を用いることができるということの意味する。また、物を生産する方法の発明においては、その方法によりその物を製造することができることを要求する。 (2)実施の対象となる発明は、請求項に記載された発明により解釈される。したがって、発明の詳細な説明にのみ記載され、請求項に記載されていない発明が実施可能に記載されていない場合は、特許法第42条第3項第1号の違反にならない。 (3)「容易に実施」とは、その発明の属する技術の分野の平均的な技術者が該当発明を明細書の記載により、出願時の技術水準から判断して特殊な知識を付加しなくても過度な試行錯誤や繰り返し実験等を経ずにその発明を正確に理解して再現することをいう。

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	重複して記載されていなくてもよい。 (4) 条文中の「その(発明の)実施をすることができる」とは、請求項に記載の発明が物の発明にあってはその物を作ることができ、かつ、その物を使用できることであり、方法の発明にあってはその方法を使用できることであり、さらに物を生産する方法の発明にあってはその方法により物を作ることができることである。	き、かつ、クレームされた全範囲について実質的に再現することができる旨を立証する責任は、出願人が負う(F-III, 4 参照)。 第 83 条 並びに 規則 42(1) (c) 及び (e) の要件を十分に満足させるためには、各部分の機能が直ちに明白でない限り、発明の構造に関してのみでなく、その機能に関しても記載することが必要である。事実、技術分野によっては(たとえば、コンピュータ)、機能の明確な記載が、過度に詳細な構造の記載よりも遙かに適切な場合もある。 出願がクレームされた主題の一部についてのみ第 83 条に基づく十分な開示を行っていないことが明らかになった場合、これにより規則 63 に従って部分的欧州調査報告書又は補充的欧州調査報告書が作成されることがある(B-VIII, 3.1 及び 3.2 参照)。その場合、適切な補正がなされなければ、規則 63(3)に基づく異論が出される場合もある(H-II, 5 及び 6.1 参照)。		案を記しており、実験上の証拠の記載がないに拘わらず、当該方案は実験の結果により裏付けられてはじめて成立する場合。例えば、既知の化合物の新規用途の発明について、該用途と効果を裏付ける実験上の証拠を説明書に記す必要がある。そうでなければ、実現できるとの要件を満たすことができない。	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		第 II 章 欧州特許出願の内容（クレーム以外） 4.1 一般的注意事項 出願は、当該技術の熟練者が発明を実施し得るように十分に明瞭かつ完全な方法で発明を開示しなければならない。 ここで「当該技術の熟練者」とは、出願自体及びその中の引用の教示のみでなく、出願日現在の当該技術における共通の一般的知識を認識している実務家であるとみなされる者である。当該技術の熟練者は、対象技術分野において通常である型どおりの仕事及び実験についての方法並びに能力を駆使することができると推定される。「共通の一般的知識」は一般に、対象である主題に関する基礎的ハンドブック、小研究論文及び教本に含まれた情報であると認めることができる (T 171/84 参照)。例外として、発明が関連する技術知識を教本から未だ入手不可能な程に新規である場合は、特許明細書又は科学			

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		的刊行物に含まれた情報とすることもできる (T 51/87 参照)。開示が十分であるか否かについては、明細書、クレーム及び図面があればそれを含め、出願全体に基づき評価しなければならない。明細書の内容に関する規定は規則 42 において述べられている。第 83 条及び規則 42 の規定の目的は次のとおりである。 (i) 出願が、当該技術の熟練者がクレームされた発明を実施することができるように十分な技術情報を確実に含むようにすること、及び (ii) クレームされた発明が当該技術に対して行った貢献について、読者が理解することができるようにすること			

	日本	欧州	米国	中国	韓国
一般化・上位概念化	3.2.2.2 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施可能でないことに起因する実施可能要件違反 (1) 請求項に上位概念の発明が記載されており、発明の詳細な説明に当該上位概念に含まれる一部の下位概念についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当該上位概念に含まれる他の下位概念については、当該一部の下位概念についての実施の形態のみでは当業者が出願時の術常識(実験や分析の方法等)も含まれる点に留意)を考慮しても実施できる程度に明確かつ十分に説明されているとはいえない具体的理由があるとき。・・・ (2) 請求項がマーカッシュ形式で記載されており、発明の詳細な説明に一部の選択肢についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、残りの選択肢については、当該一部の選択肢についての実施の形	(F-III, 1 (基本的な考え方)も参照) 5. 部分的に不十分な開示の場合 5.1 発明の変形態様のみが実施不可能 発明の変形態様, たとえば, 発明の多数の実施態様の 1 が, 実施不可能という事実のみによって, 直ちに, 発明の主題が全体として実施不可能である, すなわち, 含まれている課題の解決が不可能であり, したがって, 所望の技術的成果の達成は不可能であると結論すべきではない。 ただし, 実施不可能な発明の変形態様の記述部分及び関連するクレームは, その欠陥が是正されなければ, 異議部の請求に従い, 削除するか, その発明の一部ではないとの背景情報を記録しなければならない(F-IV, 4.3 参照)。その後特許明細書は, 残りのクレームが, 明細書によって裏付けられ, 実施不可能と証明された実施態様とは関係しないように記載されていないなければならない。	2164.08 クレーム範囲と相応する実施可能性 実施可能性のすべての問題がクレームされた保護対象に対して評価される。審査時質問の対象は、クレーム範囲内のあらゆるものが実施可能であるかどうかである。従って、第一の解析ステップは、どの保護対象がクレームに包含されるかを審査官が正確に判断することを求めている。・・・ 連邦巡回区控訴裁判所は「明細書は、当業者に対して、クレームされた発明の全範囲の製造法及び使用法を『過度の実験』を伴わずに教示しなければならない」と繰り返し判示してきた。・・・ 当業者における知識及び技術の水準が与えられれば、当業者がクレームされた発明を実施できることだけを必要とする。さらに、実施可能性の範囲はクレーム範囲と「合理的な相関関係」を有してさえいればよい。・・・ 実施可能性に関連するクレームの広さに関して、関連する唯一の懸念は、当業者に開	2.2.6 具体的な実施の形態・・・実施例は発明又は実用新案の最良の具体的実施形態に対し例を挙げて説明したものである。実施例の数は発明又は実用新案の性質、属する技術分野、現有技術の状況及び保護請求範囲によって確定しなければならない。 実施例は発明又は実用新案の最良の具体的実施形態に対し例を挙げて説明したものである。実施例の数は発明又は実用新案の性質、属する技術分野、現有技術の状況及び保護請求範囲によって確定しなければならない。 1 つの実施例が、請求項で概括された技術方案を支持するに足る場合、説明書における実施例は 1 つのみを記載して良いとする。請求項（特に独立請求項）で広い範囲をカバーしており、その概括の根拠は 1 つの実施例の中から根拠を見つかることができない場合には、保護を求めている範囲を支持するために、少なくとも異なる実施例を 2 つ示さなければならない。請求項	2.4 請求の範囲の記載不備との関係 実施可能要件と発明とが詳細な説明により裏付けられなければならないという要件は、互いに密接な関係にあるため、審査の効率性及び一貫性の維持のために、以下のような基準により関連規定を適用する。 特許法第 42 条第 3 項第 1 号は、当該技術の分野において通常の知識を有する者、すなわち、平均的な技術者が請求項に関する発明を発明の詳細な説明の記載から容易に実施することができない場合に適用し、同法第 42 条第 4 項第 1 号は、請求項に記載された発明が詳細な説明に記載されていないか、あるいは詳細な説明に記載された内容から当該技術の分野の平均的な技術者が認識できる範囲から逸脱した場合に適用する。・・・ (1) 請求項に上位概念の発明が記載されており、発明の詳細な説明には上位概念に関する発明の記載はなく、下位概念の発明についての記載のみ

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	態のみでは当業者が出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても実施できる程度に説明がされているとはいえない具体的理由があるとき。… (3) 発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されているが、その特定の実施の形態は請求項に係る発明に含まれる特異点である等の理由によって、当業者が、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても、当該実施の形態を請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由がある場合。… (4) 請求項が達成すべき結果による物の特定を含んでおり、発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時	5.2 周知な詳細の欠如 十分な開示の目的では、与えられた指示に基づき当該技術の熟練者が実施するための操作に関するすべての詳細は、それがクレームの類別の規定から又は共通の一般的知識に基づき周知かつ明白であれば、特許に記述する必要がない(F-III, 1 及び F-IV, 4.5 も参照)。 5.3 発明の実施の困難性 発明は、その実施において経験される合理的な困難度(たとえば、「初期の困難」)を理由として、直ちに、実施不可能とみなすべきではない。 第 1 例：たとえば、優れた経験及び平均以上の能力を有する外科医のみが人工股関節を人体に固着させることができるという事実から生じるであろう困難があっても、それは、整形外科装置の製造者が特許から完全な情報を引き出すことを妨げず、その結果、この製造者が人工股関節を製造することができるであろう。 第 2 例：発明に従い、切換可	示によって提示された実施可能性の範囲が、クレームが求める保護の範囲と相応するか否かであるべきである。AK Steel Corp. v. Sollac, 344 F.3d 1234, 1244, 68 USPQ2d 1280, 1287 (Fed.Cir. 2003) ; In re Moore, 439 F.2d 1232, 1236, 169 USPQ 236, 239 (CCPA 1971)。参照として、Plant Genetic Sys., N.V. v. DeKalb Genetics Corp., 315 F.3d 1335, 1339, 65 USPQ2d1452, 1455 (Fed. Cir. 2003) (発明の「パイオニア的ステータス」が主張されたが、実施可能性の判断には無関係である)。… 実施可能性範囲と比較したクレーム範囲に基づいた拒絶の妥当性に関係することは、(1)開示についてのクレームの広さ、(2)当業者が過度の実験を伴わずにクレームされた発明の全範囲の製造及び使用を実施できるか否かである。… 実施可能性がクレーム範囲と相応しないとの見解に基づいて拒絶が行われるならば、	において、背景技術に対する改善で数値範囲に関わっている場合に、通常は、開始値及び終了値の近辺における実施例(開始値と終了値が望ましい)を示すべきである。数値範囲が広い場合に、少なくとも中間値における実施例を 1 つ示さなければならない。…	があって、上位概念に関する発明が発明の詳細な説明に記載された下位概念の発明から明確に把握されない場合は、特許法第 42 条第 4 項第 1 号を適用する。発明の詳細な説明に下位概念の実施例が一部のみ記載されており、請求項の上位概念に含まれる他の下位概念に関しては、容易に実施できないと認めるに足る具体的な理由がある場合は、特許法第 42 条第 3 項第 1 号を共に適用する。 発明の詳細な説明に下位概念の実施例が一部のみ記載されており、請求項の上位概念に含まれる他の下位概念に関しては、容易に実施できないと認めるに足る具体的な理由がある場合は、特許法第 42 条第 3 項第 1 号を共に適用する。… (2) 請求項がマーカッシュ(Markush)形式で記載されており、発明の詳細な説明には、請求項に記載された構成要素のうち一部の構成要素に関する実施例のみが記載されてい

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由があるとき。	能半導体が接点を用いずオン・オフするための切替電気回路に使用され、それによって、より円滑に操作することができるが、この半導体は、電流を切ったとき回路中を残留電流が流れ続けるという点で「初期の困難」に見舞われる。ただし、この残留電流が電氣的スイッチの使用に逆効果を与えるのは、一定の分野においてのみであり、それ以外では、半導体の型どおりの開発推進によって、無視することができる程度まで減少させることができる。	審査官は実施可能であると考えられる保護対象を特定すべきである。		るだけであり、他の構成要素については言及のみであって実施例が記載されていないため、平均的な技術者が容易に実施できる程度に記載されていないときは、特許法第 42 条第 3 項第 1 号違反で拒絶理由を通知する。・・・
拒絶理由通知等	3.2.3 実施可能要件違反の拒絶理由通知 (1) 審査官は、第 36 条第 4 項第 1 号における実施可能要件違反として拒絶理由を通知する場合は、違反の対象となる請求項を特定するとともに、実施可能要件違反である(すなわち委任省令違反ではない)ことを明らかにし、不備の原因が発明の詳細な説明又は図面中の特定の	1. 十分な開示 ・・・審査部が、出願は十分な開示を欠くと理由付けることができる場合は、その発明を実施することができ、かつ、クレームされた全範囲について実質的に再現することができる旨を立証する責任は、出願人が負う(F-III, 4 参照)。 ・・・ 4. 発明を実施及び再現できる旨の立証責任	2164.07 実施可能性要件と特許法第 101 条の有用性要件との関係 ・・・I. 有用性要件が満たされないとき ・・・B. 審査官の責任 審査官が、出願に有用性がない、実施可能でない、又は、既知の科学的原理と矛盾する発明を記載していると結論づける場合、この結論を裏付ける合理的理由を提示する責任		6. 拒絶理由の通知方法 (1) 本章の実施可能要件違反及び記載方法要件違反に違背するという理由により拒絶理由通知を通知するときは、欠陥がある箇所を具体的に指摘して通知する。特に、実施可能要件の違背を理由で拒絶理由を通知するときは、対応する請求項を適示する。 (2) 特許法施行規則第 21 条第 3 項の規定により詳細な説明

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	記載にあるときは、これを指摘する。審査官は、実施可能要件に違反すると判断した根拠(例えば、判断の際に特に考慮した発明の詳細な説明の記載箇所及び出願時の技術常識の内容等)を示しつつ、実施可能でないと考える理由を具体的に説明する。また、可能な限り、出願人が拒絶理由を回避するための補正の方向について理解するための手がかり(実施可能であるといえる範囲等)を記載する。 理由を具体的に説明せず、「出願時の技術常識を考慮しても、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものでない」とだけ記載することは、出願人が有効な反論を行ったり拒絶理由を回避するための補正の方向を理解したりすることが困難になる場合があるため、適切でない。 さらに、理由は、できる限り文献を引用して示すこと	発明を実施及び再現できるかについて重大な疑義がある場合は、この可能性を立証する責任、又は少なくともその成功が信頼できるものだと実証する責任は、出願人又は特許の権利者にある。異議申立の場合は、これに該当するのは、たとえば、異議申立人の行った実験により当該特許の主題が所望の技術的結果をもたらさない場合であるだろう。発明を実施及び再現できるかについては、F-III, 3 も参照。	は審査官にある。特許法第 112 条(a)又は改正前特許法第 112 条第 1 段落及び特許法第 101 条に基づく拒絶がなされるべきである。 審査官は、主張される有用性に対し当業者が合理的疑問を持つであろうことを証明する最初の責任を負う 審査官は主張される有用性に異議を申し立てる最初の責任を負う。審査官が、主張される有用性に対し当業者が合理的疑問を持つであることの証明を提示した後に初めて、発明の主張される有用性を当業者に納得させる十分な反証を提示する責任が、出願人に転換する。In re Fisher, 421 F. 3d 1365, 76 USPQ2d 1225 (Fed. Cir. 2005) ; Swartz, 232 F. 3d 862, 863, 56 USPQ2d 1703, 1704 (Fed. Cir. 2000) ; In re Brana, 51 F. 3d 1560, 1566, 34 USPQ2d 1436, 1441 (Fed. Cir. 1995) (In re Bundy, 642 F. 2d 430, 433, 209 USPQ 48, 51 (CCPA 1981) を引用)。 C. 出願人による反論		を記載したが、請求項に記載された発明が容易に実施されるように明確かつ詳細に記載していない場合は、特許法第 42 条第 3 項第 1 号のみを理由で拒絶理由を通知する。 (3) 詳細な説明の記載が実施可能要件及び記載方法要件をすべて満たさない場合は、特許法第 42 条第 3 項第 1 号及び特許法施行規則第 21 条第 3 項のすべてを理由で拒絶理由を通知する。 一方、特許法施行規則第 21 条第 3 項の記載方法要件を違背したが、請求項に記載されたすべての発明が詳細な説明の記載のみによって容易に実施することができる場合は、その記載は適法なものとみなす。

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	が好ましい。この場合の文献は、原則として出願時において当業者に知られているものに限る。ただし、明細書又は図面の記載内容が当業者が一般に正しいものとして認識している科学的・技術的事実と反することにより本号違反が生じていることを指摘するために引用しうる文献には、後願の明細書、実験成績証明書、特許異議申立書、又は出願人が他の出願において提出した意見書なども含まれる。 (2) 審査官が、出願人の反論、釈明(3.2.4 参照)を受け入れられると判断したときは、拒絶理由は解消する。出願人の反論、釈明を参酌しても、実施可能要件(当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載する)を満たすといえないとき(真偽不明の場合を含む)は、その拒絶理由により拒絶の査定を行う。		特許法第 112 条(a)又は改正前特許法第 112 条第 1 段落による対応する拒絶とともに特許法第 101 条による拒絶が適切に課されたならば、一応の証明に反論する責任は出願人に転換する。In re Oetiker, 977 F.2d 1443, 1445, 24 USPQ2d 1443, 1444 (Fed. Cir. 1992)。主張される有用性を裏付けるために出願人により提示されなければならない証拠の既定の量又は性質は存在しない。むしろ、主張される有用性を裏付けるのに必要な証拠の質と量は、何がクレームされるか (Ex parte Ferguson, 117 USPQ 229, 231 (Bd. App. 1957))、ならびに、主張された有用性が確立された科学的原理及び思想と矛盾するように見えるか否かによって変わるであろう。In re Gazave, 379 F.2d 973, 978, 154 USPQ 92, 96 (CCPA 1967) ; In re Chilowsky, 229 F.2d 457, 462, 108 USPQ 321, 325 (CCPA 1956)。さらに出願人は、主張される有用性が「合理的疑義の余地なく」真正で		

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			あることを確立する十分な証拠を提示する必要は必ずしもない。In re Irons, 340 F.2d 974, 978, 144 USPQ 351, 354 (CCPA 1965)。それどころか、証拠が、全体として考慮して、主張される有用性がどちらかと言えば真正であるとの結論に当業者を導くならば、それで十分である。有用性の欠如を理由とする一応の拒絶に対する応答の考慮及び有用性に関する証拠の評価についてのより詳細な議論は MPEP 第 2107.02 条を参照のこと。		
実施例	3.2.1 実施可能要件の具体的な運用 (1) 発明の実施の形態 発明の詳細な説明には、第 36 条第 4 項第 1 号の要件に従い、請求項に係る発明をどのように実施するかを示す「発明の実施の形態」のうち特許出願人が最良と思うもの(注)を少なくとも一つ記載することが必要である。(注)PCT(特許協力条約)に基づく規則 5.1(a)(v)でいう「発明の実施をするための形態」と同じである。以下適	1. 十分な開示 発明を実施するための少なくとも 1 の例について詳細な説明がなければならない。出願は当該技術の熟練者に向けられたものであるため、周知の付随的特徴についての詳細な説明は不要であり、望ましくもない。ただし、明細書には、発明の実施に不可欠な特徴について、当該技術の熟練者にとっての発明を実施する方法を明白にする程度まで十分に詳しく開示しなければならない。単一の実施例で十分	2164.02 実践的な実施例 特許法第 112 条(a)又は改正前特許法第 112 条第 1 段落の実施可能要件への適合は実施例が開示されているか否かに依存しない。実施例は「実践的な」又は「机上の」ものであることができる。実践的な実施例は実際に実施される作業結果に基づいている。机上の実施例は、実際に行われる作業又は実際に達成される結果ではなく予測可能な結果に基づいて当該発明の実施例を記載する。	2.2 説明書の記載方法と順番 専利法実施細則 17 条の規定によると、発明又は実用新案の専利出願の説明書には発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書にある名称と一致しなければならない。説明書には以下に挙げられる構成部分を含まなければならない。 (一) 技術分野：保護を請求する技術方案の属する技術分野を明記すること。 (二) 背景技術：発明又は実用新案の理解、検索、審査に	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	宜「実施の形態」ともいう。なお、発明の実施の形態について、特許出願人が最良と思うものを記載するという点は、第 36 条第 4 項第 1 号により求められている要件ではなく、特許出願人が最良と思うものを記載していないことが明らかであっても、拒絶理由等にはならない。 (中略) (5) 説明の具体化の程度について 「発明の実施の形態」の記載は、当業者が発明を実施できるように発明を説明するために必要である場合は、実施例を用いて行う(特許法施行規則第 24 条様式第 29 参照)。また、図面があるときにはその図面を引用して行う。実施例とは、発明の実施の形態を具体的に示したものの(例えば物の発明の場合は、どのように作り、どのような構造を有し、どのように使用するか等を具体的に示したものである。実施例を用いなくても当業者が明細書及び図面の記載並びに出	であるが、クレームが広範な分野を対象とする場合は、明細書が多数の実例を取り上げるか又はクレームで保護される分野を超える別の実施態様若しくは変形態様を記述しない限り、出願が第 83 条の要件を充足するものとは通常みなされない。ただし、特別の場合は事実関係を参酌しなければならない。たとえば、非常に広範な分野であっても限られた数の実施例、又は唯一の実施例のみで十分に例示される場合もある(F-IV, 6.3 も参照)。後者の場合に出願は、実施例の他、当該技術の熟練者が共通の一般的知識を用いて、不当な負担又は革新的な技術を必要とせずに、発明を実施することができる程度まで十分な情報を含まなければならない(T 727/95 参照)。この関連において、「クレームされた全範囲」とは、たとえば未開拓の分野や多くの技術的難題がある場合に、限られた量の試行錯誤をすることが許容され得るとはいえ、実質的にクレームの範囲に該当する	出願人は出願前に実際に当該発明を実施に移している必要はない。Gould v. Quigg 事件, 822F.2d 1074, 1078, 3 USPQ 2d 1302, 1304 (Fed. Cir. 1987)において Gould の出願日現在、何人も光増幅器を作り上げていなかった。若しくはガス放電の反転分布を測定していなかった。裁判所は、「何かが明らかに以前に成されていない」という単なる事実、それ自体では、その方法を開示すると主張するすべての出願を拒絶する十分な理由とはならない」と判定した。822 F.2d at 1078, 3 USPQ2d at 1304(引用 In re Chilowsky, 229 F.2d 457, 461, 108USPQ 321, 325 (CCPA 1956))。 明細書は当該発明が他に、当業者が過度の実験を行うことなくそれを実施することができるような方法で開示されている場合、実施例を記載する必要はない。In reBorkowski, 422 F.2d904, 908, 164 USPQ 642, 645 (CCPA 1970)。ただし、実践的な実施例は特に予測不可能な十分に	有用な背景技術を明記すること。できれば、当該背景技術を反映している書類を引証すること。 (三) 発明又は実用新案の内容：発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題及び当該技術的問題の解決に採用された技術方案を明記し、現有技術と照合した上で、発明又は実用新案の有益な効果を明記すること。 (四) 添付図面の説明：説明書に添付図面を有する場合、各添付図面について概略的な説明を行うこと。 (五) 具体的な実施の形態：発明又は実用新案を実現するために出願人が最良と思う方式を記載すること。必要な際は、例を挙げて説明し、添付図面がある場合は、添付図面と照合しながら説明すること。… 2.2.6 具体的な実施の形態 発明又は実用新案を具体的に実施するための最良の形態は、説明書の重要な構成部分として、発明又は実用新案に	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
	願時の技術常識に基づいて発明を実施できるように発明を説明できるときは、実施例の記載は必要ではない。物の発明を特定するための事項として、物の構造等の具体的な手段を用いるのではなく、その物が有する機能・特性等を用いる場合は、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて当該機能・特性等を有する具体的な手段を理解できるときを除き、具体的な手段を記載する。 一般に物の構造や名称からその物をどのように作り、どのように使用するかを理解することが比較的困難な技術分野(例:化学物質)に属する発明については、当業者がその発明の実施をすることができるように発明の詳細な説明を記載するためには、通常、一つ以上の代表的な実施例が必要である。また、物の性質等を利用した用途発明(例:医薬等)においては、通常、用途を裏付ける実施例が必要である。	あらゆる実施態様であると理解すべきである(T 226/85 及び T 409/91 参照)。	発達していない技術分野の場合に検討されるべき要因となる。しかし、実施可能な開示が要求されることだけのために、出願者が実際の実施例すべてを記載する必要はない。 (中略) I. 実践的な実施例が無い又は 1 例 非実施可能性の判断に関する要因を検討する際にその他の要因すべてが実施可能性の方向を指している場合、実践的な実施例が存在しないこと自体は当該発明を非実施可能にするものではない。すなわち、実践的な実施例の欠如又はクレームの発明が記載通りに働くことの証拠の欠如は、実施可能性の欠如を理由としてクレームの発明を拒絶する単独理由に決してしてはならない。クレームの発明の明細書の単一の実践的な実施例は、少なくともその実施例が実施可能であろうので、何も実施可能でないとする拒絶を排除するのに十分である。ただし、実施可能性は特定の範囲に限定されるとする拒絶は	についての充分な開示、理解、実現、そして請求項への支持と解釈においては極めて重要なものである。そのため、説明書では出願人が発明又は実用新案を実現する上で最良と判断した具体的な実施形態を詳細に記述しなければならない。適切な場合には、例を挙げて説明しなければならない。添付図面がある場合には、添付図面と照合しながら説明しなければならない。最良の具体的実施形態は、出願において技術的問題の解決に採用された技術方案を具現し、請求項の技術的特徴を詳細に説明することにより、請求項を支持しなければならない。最良と思われる具体的実施形態に対する説明は詳細に行い、発明又は実用新案の属する技術分野の技術者が当該発明又は実用新案を実現できるようにしなければならない。 実施例は発明又は実用新案の最良の具体的実施形態に対し例を挙げて説明したものである。実施例の数は発明又は実用新案の性質、属する技術	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			適切である可能性がある。 実践的な実施例 1 例のみの存在は、その他の要因すべてとともに検討されるべき要因であるとしても、実施可能な開示よりも広範であるとしてクレームを拒絶する単一理由に決してしてはならない。有効な拒絶を行うためにはすべての事実及び証拠を評価し、その 1 例から、当該クレームの全範囲にわたって推定することができることを期待しないであろう理由を述べなければならない。 II. 実践的な実施例及びクレームの属 クレームの属について、当該属全体に適用可能な陳述と合わせた代表的実施例は、当業者が(技能レベル、当該技術の状態及び明細書の情報を考慮して)クレームの属は過度の実験を行うことなくその方法で使用できると期待するであろう場合、通常、十分であろう。実施可能性の証明は、当業者が過度の実験を行うことなく当該属を全体として使用できなかったことを立証す	分野、現有技術の状況及び保護請求範囲によって確定しなければならない。 1 つの実施例が、請求項で概括された技術方案を支持するに足る場合、説明書における実施例は 1 つのみを記載して良いとする。請求項（特に独立請求項）で広い範囲をカバーしており、その概括の根拠は 1 つの実施例の中から根拠を見つかることができない場合には、保護を求めている範囲を支持するために、少なくとも異なる実施例を 2 つ示さなければならない。請求項において、背景技術に対する改善で数値範囲に関わっている場合に、通常は、開始値及び終了値の近辺における実施例（開始値と終了値が望ましい）を示すべきである。数値範囲が広い場合に、少なくとも中間値における実施例を 1 つ示さなければならない。 発明又は実用新案が比較的に単純である場合、もし説明書の技術方案の関連部分において、発明又は実用新案の専利出願で保護を求めている主	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			る適切な理由が審査官によって提示される場合に限り、クレームの属のその他の構成物について求められるであろう。 2165 最良実施態様(ベストモード)要件 I. 最良実施態様(ベストモード)の開示要件 特許法第 112 条(a)の第三の要件(2012年9月16日又はそれ以降に出願された案件に適用される)は次に掲げるとおりである。 明細書は・・・自己の発明を実施した発明者又は共同発明者が考える最良の態様を規定するものとする。・・・最良実施態様要件は、法律によって求められる全面開示を行わずに特許保護を取得したい一部の者の望みに対する防護策である。当該要件は発明者が次善の実施形態であると知っているもののみを開示する一方、最良のものを自己のために保有することを許可していない。Inre Nelson, 280 F.2d 172, 126 USPQ 242 (CCPA	題について既に明確、完全に説明しているならば、説明書における具体的な実施形態の関連部分で重複した説明を行う必要がない。 製品の発明又は実用新案について、実施形態又は実施例において製品の機械構造、回路構成又は化学成分を記述し、製品を構成する各部分の相互関係を説明しなければならない。動作できる製品については、その構成だけを記述しても、属する技術分野の技術者が発明又は実用新案を理解、実現することができない場合には、その動作の過程又は操作手順も説明しなければならない。 方法の発明については、異なるパラメータ又はパラメータの範囲を以って表示できる技術条件を含め、その手順を明記しなければならない。 具体的な実施形態の部分において、最も近似した現有技術、若しくは発明又は実用新案と最も近似した現有技術との共通した技術的特徴について、一般的には詳細に記載し	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			1960)。 最良実施態様要件に適合するかどうかを判断するためには、2 段階から成る質問を必要とする。第一に、発明者が出願時点で発明を実施するための最良の態様を所有していたかどうか判断されなければならない。これは出願時の発明者の心の状態に焦点を合わせた主観的な質問である。第 2 に、発明者が最良の態様を所有していたならば、書面記載が当業者が実施できる程度に最良の態様を開示したかどうか判断されなければならない。これは客観的な質問であり、クレームされた発明の範囲及び当業者における技術水準に焦点を合わせている。Eli Lilly & Co. v. Barr Laboratories Inc., 251 F.3d 955, 963, 58 USPQ2d 1865, 1874 (Fed. Cir. 2001)。全ての出願人には、クレームの保護対象について、たとえ出願人が当該最良実施態様の発見者ではない場合であっても、発明者が実施する最良実施態様の開示が求められる。参照	なくても良いが、発明又は実用新案が現有技術と区別される技術的特徴及び従属請求項の中の付属的な技術的特徴については、属する技術分野の技術者が当該技術方案を実現できる程度になることを基準に、十分に詳細な記述をしなければならない。 注意されたいのは、專利審査上の利便性、そして公衆がより直接に発明又は実用新案、專利法 26 条 3 項の要件を満足するには欠かせない内容については、他の書類を引証するような方法で書いてはならない。その具体的な内容を説明書に記載しなければならない。 添付図面を照合しながら、発明又は実用新案の最良の具体的実施形態を記述する場合に使われる添付図面表記又は符号は添付図面で示されたものと一致しなければならない。これを対応した技術的名称の後に記載して、括弧は付けないものとする。例えば、電気回路の接続に関わる説明は、「抵抗 3 は三極管 4 のコレ	

	日本	欧州	米国	中国	韓国
			として、Benger Labs. Ltd. v. R. K. Laros Co., 209 F. Supp. 639, 135 USPQ 11 (E.D. Pa. 1962)。	クターを通して、コンデンサー5 と繋がる」と書いても良いとするが、「3 が 4 を通して 5 と繋がる」と書いてはならない。	
サポート要件との関係		6.4 裏付の欠如と不十分な開示との比較 裏付の欠如による拒絶理由は、第 84 条に基づく拒絶理由ではあるが、上述した例で示したとおり、第 83 条に基づく発明の開示の不十分さによる拒絶理由と認められることが多い点にも注意すべきである (F-III, 1 から 3 まで参照)。すなわち、その拒絶理由は、(狭い「発明」には十分であっても) 当該技術の熟練者がその「発明」をクレームされた広い分野で実施することができる程度まで十分に開示されていないものである。いずれの要件も、クレームの文言が発明の先行技術に対する技術的貢献と均衡をとるべきであるか、又は当該技術的貢献によって正当化されるべきであるとの原則を反映することを	2161 特許法第 112 条(a)又は旧特許法第 112 条第 1 段落に基づく明細書の独立 3 要件 II. 3 要件はそれぞれが別個のものであって明確に区別される <u>書面記載要件は実施可能要件とは別で明確に区別される。</u> 参照として、Ariad Pharm., Inc. v. Eli Lilly and Co., 598 F.3d 1336, 1341, 94 USPQ2d 1161, 1167 (Fed. Cir. 2010) (en banc)。(議会が実施可能要件を、旧特許法第 112 条第 1 段落の唯一の記載要件とすることを意図していたのであれば、当該規則は違った記載になっていたであろう。) In re Barker, 559 F.2d 588, 194USPQ 470 (CCPA 1977), cert. denied, 434 U.S. 1064 (1978) ; Vas-Cath, Inc. v. Mahurkar, 935 F.2d 1555,		2.4 特許請求の範囲の記載不備との関係 実施可能要件と発明が詳細な説明に裏付けられなければならないという要件は、互いに密接な関係にあるため、審査の効率性及び一貫性の維持のために、以下のような基準により関連規定を適用する。 <u>特許法第 42 条第 3 項第 1 号は、当該技術の分野において通常の知識を有する者、すなわち、平均的な技術者が請求項に関する発明を発明の詳細な説明の記載から容易に実施することができない場合に適用し、同法第 42 条第 4 項第 1 号は、請求項に記載された発明が詳細な説明に記載されていないか、あるいは詳細な説明に記載された内容から当該技術の分野の平均的な技術者が認識できる範囲から逸脱し</u>

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		意図している。したがって、発明が十分に開示された程度も裏付の問題と大いに関連がある。第 83 条の要件を充足できなかった理由は、事実上、第 84 条の侵害を生じさせた理由と同一となり得る。すなわち、発明が、クレームされた範囲全体を超えて、出願時の明細書により当該技術の熟練者に利用可能とされた技術対象にまで及んでいる (T 409/91, 理由 2 及び 3.3 から 3.5 参照)。 たとえば、技術的特徴が明細書中において発明の本質的特徴だと記載され、強調されている場合、第 84 条を遵守するためには、この技術的特徴は発明を規定する独立クレームの一部でもなければならぬ (F-IV, 4.5.1 参照)。同様に、当該の (本質的な) 技術的特徴がクレームには記載されておらず、当該の特徴を使用せずにクレームされた発明を実施する方法について何の情報も与えられていない場合、明細書は、クレーム中で規定されている発明を第 83 条が	1562, 19 USPQ2d 1111, 1115 (Fed. Cir. 1991) (事例によっては、書面記載要件と実施可能性要件を混同していることを認める一方で、連邦巡回区控訴裁判所は、特許法第 112 条第 1 段落において、書面記載要件は実施可能要件とは別個のものであって明確に区別されることを再確認し、その例を示した。) 発明はその開示が実施可能でなくとも記載することができ (例えば、一切開示されていない化合物又は見掛けの製造方法)、開示はその発明を記載することなく実施可能にすることもできる (例えば、製造方法を記載する明細書であって広範囲に及び機能的に定義された成分で作られる塗料組成物を使用しており、その記述の範囲内に入る処方実施可能ではあるが何らの具体的処方も記載しない)。次を参照のこと。In re Armbruster, 512 F.2d 676, 677, 185 USPQ 152, 153 (CCPA 1975) (『記載する』明細書は、必ずしも当業者がクレームの発明を製造又は使用すること		<u>た場合に適用する。</u> (参考) 特許請求の範囲が、発明の詳細な説明により裏付けられているか否かは、その発明が属する技術の分野において通常の知識を有する者の立場で特許請求の範囲に記載された発明と対応する事項が発明の詳細な説明に記載されているか否かにより判断しなければならないところ、出願時の技術常識に照らしみても (原文ママ) 発明の詳細な説明に開示された内容を特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで拡張又は一般化することができない場合は、その特許請求の範囲は、発明の詳細な説明により裏付けられていると認めることができない。 (1) 請求項に上位概念の発明が記載されており発明の詳細な説明には上位概念に関する発明の記載はなく、下位概念の発明についての記載のみがあつて、上位概念に関する発明が発明の詳細な説明に記載された下位概念の発明から明確に把握されない場合は、特

	日本	欧州	米国	中国	韓国
		規定する方法により開示していない。 第 84 条及び第 83 条の両条文に基づく拒絶理由も正当化される場合がある。その一例としては、測定可能なパラメータにより規定された化合物の既知の部類に関連するクレームであって、その明細書により当該技術の熟練者がパラメータの定義に従って当該化合物を製造できるようにさせる技術的教示が開示されておらず、この化合物の製造が共通の一般知識の利用又は通常の実験によってはそれ以外に実現不能である場合がある。このようなクレームは、パラメータの定義が第 84 条の明確性の要件を充足しているかにかかわらず、技術的に裏付けされてもいなければ、十分に開示されてもいない。	が『できる』ことを必要としない。』) 最良の態様は実施可能要件とは別の明確に区別される要件である。In re Newton, 414 F.2d 1400, 163 USPQ 34 (CCPA 1969)。		許法第 42 条第 4 項第 1 号を適用する。 発明の詳細な説明に下位概念の実施例が一部のみ記載されており、請求項の上位概念に含まれる他の下位概念に関しては、容易に実施できないと認めるに足る具体的な理由がある場合は、特許法第 42 条第 3 項第 1 号を共に適用する。 一方、請求項に下位概念の発明が記載され、詳細な説明に上位概念の発明が記載された場合にも請求項に記載された下位概念の発明が詳細な説明の記載から明確に把握されない場合は、特許法第 42 条第 4 項第 1 号を適用し、詳細な説明の記載から請求項に記載された下位概念に関する発明を容易に実施することができない場合は、特許法第 42 条第 3 項第 1 号を共に適用する。 (中略) (2) 請求項がマーカッシュ (Markush) 形式で記載されており、発明の詳細な説明には、請求項に記載された構成要素のうち一部の構成要素に関する

	日本	欧州	米国	中国	韓国
					る実施例のみが記載されているだけであり、他の構成要素については言及のみであって実施例が記載されていないため、平均的な技術者が容易に実施できる程度に記載されていないときは、特許法第 42 条第 3 項第 1 号違反で拒絶理由を通知する。(中略) (3) 発明の詳細な説明には、特定の実施形態のみが実施可能な程度に記載されており、請求項に関する発明の実施形態が発明の詳細な説明に記載されている特定の実施形態と差異があると認められる場合は、発明の詳細な説明に記載された実施例のみでは、請求項に関する発明を実施することができないという理由により特許法第 42 条第 3 項第 1 号違反で拒絶理由を通知する。 (4) 発明の詳細な説明と請求項に記載された発明の相互間に用語が統一されておらず、両者の対応関係が不明りような場合、請求項に記載された発明が詳細な説明によって裏付けられないものと認め、特許法第 42 条第 4 項第 1

	日本	欧州	米国	中国	韓国
					号違反で拒絶理由を通知する。

	日本	P C T 国際調査及び予備審査ガイドライン
条文	特許法第 36 条第 4 項第 1 号 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。	第五条 明細書 明細書には、当該技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に、発明を開示する。
規則	特許法施行規則 第 24 条の 2(委任省令) 特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。	第 5 規則 明細書 5.1 明細書の記述方法 a. 明細書には、願書に記載されている発明の名称を冒頭に表示し及び次の事項を次のように記載する。 i. その発明の関連する技術分野を明示する。 ii. 出願人の知る限りにおいてその発明の理解、調査及び審査に有用であると思われる背景技術を表示する。また、その背景技術について記述している文献を引用することが望ましい。 iii. 技術的課題（技術的課題が明白に記述されていない場合を含む。）及びその解決方法を理解することができるように、請求の範囲に記載されている発明を開示する。その発明が背景技術との関連において有利な効果を有する場合には、その効果を記載する。 iv. 図面がある場合には、図について簡単に説明する。 v. 請求の範囲に記載されている発明の実施をするための形態のうち少なくとも出願人が最良であると考えるものを記載する。その記載は、適当なときは実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行う。指定国の国内法令が最良の形態ではなくいずれかの形態（最良であると考えられるものであるかどうかを問わない。）を記載することを認めている場合には、出願人が最良であると考え形態が記載されてい

日本	P C T 国際調査及び予備審査ガイドライン
	いことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。 vi. 発明の説明又は性質から明らかでない場合には、その発明の対象の産業上の利用方法並びに生産方法及び使用方法又は、単に使用されるものであるときは、使用方法を明示的に記載する。「産業」の語は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけると同様に最も広義に解釈する。 b. (a)に規定する記述方法及び順序は、発明の性質上異なる記述方法又は順序により発明を一層よく理解することができるようになり及び表現が一層簡潔となる場合を除くほか、遵守する。 c. (b)の規定に従うことを条件として、(a)の各事項の前には、実施細則に示す適当な見出しを付することが望ましい。 5.2 ヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示 a. 国際出願が 1 又は 2 以上のヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示を含む場合には、明細書には、実施細則に定める基準を満たし、かつ、当該基準に従い明細書の別個の部分として表した配列リストを記載する。 b. 明細書の配列リストの部分が実施細則に定める基準に規定するフリーテキストを含む場合には、当該フリーテキストを明細書の主要な部分にも当該部分の言語で表示する。

	日本	PCT国際調査及び予備審査ガイドライン
基本的な考え方	第Ⅰ部第1章明細書及び特許請求の範囲の記載要件 3.2 実施可能要件 (1) この条文は、その発明の属する技術分野において研究開発(文献解析、実験、分析、製造等を含む)の第Ⅰ部 第1章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件ための通常の技術的手段を用い、通常の創作能力を発揮できる者(当業者)が、明細書及び図面に記載した事項と出願時の技術常識とに基づき、請求項に係る発明を実施することができる程度に、発明の詳細な説明を記載しなければならない旨を意味する(「実施可能要件」という)。 (2) したがって、明細書及び図面に記載された発明の実施についての教示と出願時の技術常識とに基づいて、当業者が発明を実施しようとした場合に、どのように実施するかが理解できないとき(例えば、どのように実施するかを発見するために、当業者に期待しうる程度を超える試行錯誤や複雑高度な実験等を行う必要があるとき)には、当業者が実施することができる程度に発明の詳細な説明が記載されていないこととなる。 (3) 条文中の「その実施」とは、請求項に係る発明の実施のことであると解される。したがって、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明(すなわち、第Ⅱ部第2章 1.5.1、1.5.2 に記載した取扱いに従って、請求項に記載された事項に基づいて把握される発明)を実施できる程度に明確かつ十分に記載されていないといけない。 しかし、請求項に係る発明以外の発明について実施可能に発明の詳細な説明が記載されていないことや、請求項に係る発明を実施するために必要な事項以外の余分な記載があることのみでは、第36条第4項第1号違反とはならない。 なお、二以上の請求項に対応する記載が同一となる部分については、各請求項との対応が明瞭であれば、あえて重複して記載されていなくてもよい。 (4) 条文中の「その(発明の)実施をすることができる」とは、請求項に記載の発明が物の発明にあってはその物を作ることができ、かつ、その物を使用できることであり、方法の発明にあってはその方法を使用できることであり、さらに物を生産する方法の発明にあってはその方法により物を作ることができることである。	5.45 各クレームの主題事項は、「当業者が当該発明を実施できるよう十分に明確かつ完全な方法により」明細書及び図面により支持されなければならない。クレームに係る発明の開示は、それが、国際出願日における当業者が過度の実験を伴うことなく当該発明を実施することができるように十分な情報を提供する場合、十分に明確かつ完全なものと判断される。 5.46 開示は当業者に向けられる(13.11項を参照)。当業者は、必要な場合、当該出願に含まれている情報を補足するために、当業者が有する一般的知識を使うことが期待される。開示は、調査及び審査の時点ではなく国際出願の時点における当業者の知識に基づいて当該発明を実施するために十分でなければならない。合理的な範囲の試行錯誤は許容されるが、当業者は、クレームに係る発明の開示及び一般的知識に基づいて、「過度の実験」を伴うことなく当該発明を実施できなければならない。これは、特に、未開拓の技術分野に当てはまる。 5.47 クレームに係る発明を実施するために過度の実験が必要か否かを判断する上で考慮すべき要素は、以下を含む。 (i) クレームの広さ (ii) 発明の性質 (iii) 当業者の一般的知識 (iv) 当該技術における予測可能性のレベル (v) 先行技術への言及を含む、出願の記載に込められた指示の量 (vi) クレームに係る発明を開示に基づいて実施するために必要な実験の量 5.48 当業者はクレームに係る発明の全範囲を実施することが可能でなければならないので、クレームの広さは過度の実験の判断に際して問題となる。例えば、出願がクレームに係る発明の一部の実施方法しか開示していない場合、その出願人は当該クレームの全範囲で特許を請求する資格を有しない。しかし、予測可能性の低い技術分野であっても、クレ

	日本	PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン
		ームの範囲内のあらゆる可能なバリエーションを網羅する例を記載する必要はない。当業者が過度の実験を伴うことなくクレームに係る発明を実施できれば、代表的な例にこれらをクレームの全範囲に適用する方法の説明を添えたもので通常は十分である。 5.49 クレームに係る発明の主題事項は、当業者の一般的知識及び技術の現状の確定に不可欠である。例えば、種々のパラメータの値の選択が当業者にとって決まりきったことであれば、かかる選択は過度の実験を要求するものとはされない。 5.50 「当該出願の記載に込められた指図の量」は、当該明細書、クレーム、図面に明示的又は暗示的に含まれている情報を意味し、実施例及び他の出願や文献の引用を含む。当業者が有する当該発明に関する先行技術の知識が多いほど、かつ、当該技術の予測可能性が高いほど、クレームに係る当該発明を実施するために当該出願において必要な情報は少なくなる。例えば、当業者がクレームに係る発明の特徴の効果を容易に予想できる場合、当該技術には予測可能性がある。 5.51 実験を行うために必要な時間及び費用の他に、実験の性質、例えば、それが単なる決まり切ったことであるか否かも考慮する。
一般化・上位概念	3.2.2.2 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施可能でないことに起因する実施可能要件違反 (1) 請求項に上位概念の発明が記載されており、発明の詳細な説明に当該上位概念に含まれる一部の下位概念についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当該上位概念に含まれる他の下位概念については、当該一部の下位概念についての実施の形態のみでは当業者が出願時の術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても実施できる程度に明確かつ十分に説明されているとはいえない具体的理由があると	5.52 多くのクレームは、一又は複数の具体的な例を一般化したものである。許容される一般化の程度は、審査官が個々の具体的案件において先行技術に照らして判断する。適切なクレームは、当該発明を逸脱するほど広くなく、かつ、出願人の発明の開示に対する正当な報酬を出願人から奪うほど狭くないクレームである。出願人が記載した事項の自明な変更やその使用及びその等価なものは問題ない。特に、クレームに含まれているすべての変形が、出願人が当該明細書において記述した性質及び用途を有すると合理的に予測できれば、出願人がこのようにクレーム

	日本	PCT国際調査及び予備審査ガイドライン
化	き。・・・ (2) 請求項がマーカッシュ形式で記載されており、発明の詳細な説明に一部の選択肢についての実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、残りの選択肢については、当該一部の選択肢についての実施の形態のみでは当業者が出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても実施できる程度に説明がされているとはいえない具体的理由があるとき。・・・ (3) 発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されているが、その特定の実施の形態は請求項に係る発明に含まれる特異点である等の理由によって、当業者が、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても、当該実施の形態を請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由がある場合。・・・ (4) 請求項が達成すべき結果による物の特定を含んでおり、発明の詳細な説明に特定の実施の形態のみが実施可能に記載されている場合であって、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識(実験や分析の方法等も含まれる点に留意)を考慮しても、請求項に係る発明に含まれる他の部分についてはその実施をすることができないとする十分な理由があるとき。	を作成することは正当である。 5.53 包括的な形式のクレーム、すなわち、例えば材料又は機械の一つの類全体に及ぶクレームは、広い範囲にわたる場合でも、明細書に十分な裏付けがあり、かつ、当該発明がクレームされた対象の全範囲では実施できないと考える理由がない場合は、受け入れることができる。クレームされているが明示的に記述されていない部分に当該明細書の教示を当業者が定型的な実験又は分析手法により拡張するためには、与えられている情報が不十分であるように思われる場合、審査官は、出願人に対し適切な答弁により当該発明が所与の情報に基づいてクレームの全範囲において実際に容易に適用できることの説明を求めるか、あるいは、これができない場合には、明細書に合致するよう当該クレームを限定するよう求めるべきである。一定の物理的特性の変化を得るために「合成樹脂成型」を扱う特定の方法に対するクレームは、その一例となろう。記載した例のすべてが熱可塑性樹脂に関係し、かつ、当該方法が熱硬化性樹脂に関して不適切であるように思われた場合、充分性の要件を満たすため当該クレームを熱可塑性樹脂に限定することが必要となる。
拒絶理由通知等	3.2.3 実施可能要件違反の拒絶理由通知 (1) 審査官は、第36条第4項第1号における実施可能要件違反として拒絶理由を通知する場合は、違反の対象となる請求項を特定するとともに、実施可能要件違反である(すなわち委任省令違反ではない)ことを明らかにし、不備の原因が発明の詳細な説明又は図面中の特定の記載にあるときは、これを指摘する。審査官は、実施可能要件に違反すると判断した根拠(例えば、判断の際に特に考慮した発明の詳細な説明の記載箇所及び出願時の技術常識の内容等)を示しつつ、実施可能でないと考える理由を具体的に説明する。また、可能な限り、出願人が拒絶理由を回避するための補正の方向について理解するための手がかり(実施可能であるといえる範囲等)を記載する。 理由を具体的に説明せず、「出願時の技術常識を考慮しても、発明の詳細な説明は、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができる程度に明確	5.44 原則として、クレームは、当業者が出願当初の明細書に開示された情報に基づいて、通常の実験又は分析方法を使用することにより明細書中の特定の教示をクレームされている全範囲に拡張できないと信ずるに足る確かな理由がないときは、明細書により裏付けられているとみなされる。裏付けは、クレームに係る発明の特徴に関するものである。曖昧な記述や技術的でなかったり発明の特徴以外に関連する内容の主張は、裏付けの根拠とならない。審査官は、確かな理由がある場合のみ、裏付け欠如の異議を提起する。この場合、理由は、できれば刊行物により具体的に裏付けられるべきである。

	日本	PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン
	かつ十分に記載したものでない」とだけ記載することは、出願人が有効な反論を行ったり拒絶理由を回避するための補正の方向を理解したりすることが困難になる場合があるため、適切でない。 さらに、理由は、できる限り文献を引用して示すことが好ましい。この場合の文献は、原則として出願時において当業者に知られているものに限る。ただし、明細書又は図面の記載内容が当業者が一般に正しいものとして認識している科学的・技術的事実と反することにより本号違反が生じていることを指摘するために引用しうる文献には、後願の明細書、実験成績証明書、特許異議申立書、又は出願人が他の出願において提出した意見書なども含まれる。 (2) 審査官が、出願人の反論、釈明(3.2.4 参照)を受け入れられると判断したときは、拒絶理由は解消する。出願人の反論、釈明を参酌しても、実施可能要件(当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載する)を満たすといえないとき(真偽不明の場合を含む)は、その拒絶理由により拒絶の査定を行う。	
実施例	3.2.1 実施可能要件の具体的運用 (1) 発明の実施の形態 発明の詳細な説明には、第 36 条第 4 項第 1 号の要件に従い、請求項に係る発明をどのように実施するかを示す「発明の実施の形態」のうち特許出願人が最良と思うもの(注)を少なくとも一つ記載することが必要である。 (注)PCT(特許協力条約)に基づく規則 5.1(a)(v)でいう「発明の実施するための形態」と同じである。以下適宜「実施の形態」ともいう。なお、発明の実施の形態について、特許出願人が最良と思うものを記載するという点は、第 36 条第 4 項第 1 号により求められている要件ではなく、特許出願人が最良と思うものを記載していないことが明らかであっても、拒絶理由等にはならない。 (中略) (5) 説明の具体化の程度について 「発明の実施の形態」の記載は、当業者が発明を実施できるように発明を説明するために必要である場合は、実施例を用いて行う(特許法施行規則第	4.10 国際出願には、クレームに記載されている発明の実施をするための形態のうち、少なくとも出願人が最良と考えるものを記載しなければならない。その記載は、適当な場合は実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行う。出願人は、実施態様や実施例のうちいずれのものが最良の形態であると考えるか、という点について説明する必要はない。最良の形態の要件を満たしているか否かは、以下の 2 つの項目から決定される。第 1 に、出願人が出願時に発明を実施するための最良の形態について検討したかどうかを判断しなければならない。これは、出願時の出願人の考えに重点を置いた、主観的な検討項目である。第 2 に、出願人が最良の形態について検討を行っていた場合には、明細書が、その最良の形態を当業者が実施できる程度に開示しているか否かについて判定しなければならない。これは、クレームに記載された発明の範囲と、当該技術分野の技術レベルに重点を置いた、客観的な検討項目である。審査官は、最良の形態が開示されているとする推定と矛盾するような証拠がない限りは、最良の形態が開示されていると推定する。した

	日本	PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン
	24 条様式第 29 参照)。また、図面があるときにはその図面を引用して行う。実施例とは、発明の実施の形態を具体的に示したもの（例えば物の発明の場合は、どのように作り、どのような構造を有し、どのように使用するかを具体的に示したもの）である。実施例を用いなくても当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて発明を実施できるように発明を説明できるときは、実施例の記載は必要ではない。物の発明を特定するための事項として、物の構造等の具体的な手段を用いるのではなく、その物が有する機能・特性等を用いる場合は、当業者が明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて当該機能・特性等を有する具体的な手段を理解できるときを除き、具体的な手段を記載する。 一般に物の構造や名称からその物をどのように作り、どのように使用するかを理解することが比較的困難な技術分野（例：化学物質）に属する発明については、当業者がその発明の実施をすることができるように発明の詳細な説明を記載するためには、通常、一つ以上の代表的な実施例が必要である。また、物の性質等を利用した用途発明（例：医薬等）においては、通常、用途を裏付ける実施例が必要である。	がって、国際出願において、最良の形態の欠如に基づく見解が示されることは、きわめてまれである。現在、国際機関と指定国との間で、発明を実施するための最良の形態の開示に関する実務上の相違がある。指定国の国内法令が、最良の形態ではなくいずれかの形態（最良であると考えられるものであるかどうかは問わない。）を記載することを認めている場合には、出願人が最良であると考え形態が記載されていないことは、当該指定国においていかなる影響も及ぼさない。
サポート要件との関係		5.58 第 5 条の十分性要件と第 6 条の開示によるクレームの裏付け要件は独立に判断されるが、クレームが広すぎるため明細書及び図面による裏付けを欠くような場合には、クレームに係る発明を当業者に実施可能とする開示も不十分となることがある。このような場合は、クレームと開示の対応に関する要件と十分性の要件の双方の違反が生ずる。4.12 項を参照。 4.12 出願人がまず国際出願を提出するとき、すべてのクレームに記載された発明について、第 5 条に規定されている要件を満たすために十分な開示をすることは、出願人の責務である（5.43～5.53 項参照）。開示が著しく不十分な場合に、それを後から是正することはできない。主題事項の内容が国際出願の開示の範囲を超えてはならないという第 34 条 (2) (b) の規定に違反しないように、実施例や発明の特徴を追加することはできないからである（20.03 及び 20.10 項以降を参照）。当業者がクレームに記載された発明を実施することができないほどに開示が不十分

	日本	P C T 国際調査及び予備審査ガイドライン
		である場合には、クレームが広すぎて明細書や図面により裏付けがされていないということもあり得る。したがって、そのような場合には、この項で示した開示の充分性の要件と、クレームの裏付け要件（5.54～5.58 項参照）の両方を満たしていないということになる。

（仮訳の出典について）

欧州、米国、P C T：特許庁ホームページを元に作成

中国、韓国：独立行政法人日本貿易振興機構ホームページ（特許庁ホームページからリンク）